

2・3 略

(償還期限等の延長)

第十条 略

- 2 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条第一項の規定により各年度において行う償還について、貸付けを受けた計画期間の次の計画期間の最終年度の末日までその期限を延長することができる。

2・3 略

(償還期限等の延長)

第十条 略

- 2 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条第一項の規定により各年度において行う償還について、貸付けを受けた事業運営期間の次の事業運営期間の最終年度の末日までその期限を延長することができる。

(使用料の減免)

- 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(佐賀県立九千部学園条例の一部改正)

- 第二条 佐賀県立九千部学園条例（昭和三十七年佐賀県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

- 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十三条第二項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立九千部学園（以下「学園」という。）を設置する。

- 第三条第一項中「法第十五条の十一第一項」を「法附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同条第二項に規定する費用の額」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(使用料の减免)

- 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 第三条第一項中「児童福祉法第二十一条の十第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同

条第三項に規定する費用の額」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 春日園において児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

- 2 春日園において児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

(使用料の減免)

- 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(佐賀県立九千部学園条例の一部改正)

- 第二条 佐賀県立九千部学園条例（昭和三十七年佐賀県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

- 第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十三条第二項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立九千部学園（以下「学園」という。）を設置する。

- 第三条第一項中「法第十五条の十一第一項」を「法附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同条第二項に規定する費用の額」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の二項を加える。

(使用料の减免)

- 第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 第三条第一項中「児童福祉法第二十一条の十第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同

(佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)

第三条 佐賀県立佐賀コロニー条例（昭和四十五年佐賀県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「法第十五条の五第一項」を「障害者自立支援法（平成七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項」に、「指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同条第三項に規定する費用の額」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（使用料の減免）

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第四条 佐賀県立佐賀コロニー条例の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十三条第二項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立佐賀コロニー（以下「コロニー」という。）を設置する。

第三条第一項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「法」に改め、同条第二項中「法第十五条の十一第一項」を「法附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同条第二項に規定する費用の額」に改める。

（佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正）

第五条 佐賀県立点字図書館設置条例（昭和四十七年佐賀県条例第五号）の一
部を次のように改正する。

第一条中「第二十七条第二項」を「第二十八条第一項」に改める。

（佐賀県立希望の家条例の一部改正）

第六条 佐賀県立希望の家条例（昭和四十八年佐賀県条例第七号）の一部を次

のように改正する。

（設置）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十三条第二項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立希望の家（以下「希望の家」という。）を設置する。

第三条第一項中「法第十七条の十第一項」を「法附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に、「同条第二項第一号に規定する額」を「同条第二項に規定する費用の額」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（使用料の減免）

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第四条 佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部改正

第七条 佐賀県知的障害者通勤寮条例（昭和五十一年佐賀県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第十五条の十一第一項」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）附則第二十一条第一項」に、「指定施設支援」を「指定旧法施設支援」に改め、同条第二項中「法第十五条の十
一第二項第一号に規定する額」を「法附則第二十一条第二項に規定する費用の額」に改める。

（佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正）

第八条 佐賀県総合福祉センター施設使用料条例（昭和五十七年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 佐賀県総合福祉センターにおいて児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。

第三条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「ついては、」の下に「前条第一項の」を加え、同条に次の一項を加える。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前条第二項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第四条中「ただし、」の下に「第二条第一項に規定する施設について」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第三条第一項の改正規定、第二条の規定中第四条を第五条とし、第三条の次に一条を加える改正規定、第三条の規定及び第六条の規定中第四条を第五条とし、第三条の次に一条を加える改正規定は、同年四月一日から施行する。

参考資料

第一条（佐賀県社会福祉施設条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（使用料）	（使用料）	（使用料）
第三条 春日園において障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第二十九 条の第十項に規定する指定障害福祉サービス を受けた者は、同条第三項に規定する費用 の額に相当する額を使用料として納付しな ければならない。	第三条 春日園において児童福祉法第二十一 条の第十項に規定する指定居宅支援を受 けた者は、同条第二項第一号に規定する額 に相当する額を使用料として納付しなけれ ばならない。	第三条 春日園において児童福祉法第二十一 条の第十項に規定する指定居宅支援を受 けた者は、同条第二項第一号に規定する額 に相当する額を使用料として納付しなけれ ばならない。
2 春日園において児童福祉法第二十四条の 二第一項に規定する指定施設支援を受けた 者は、同条第二項に規定する費用の額に相 当する額を使用料として納付しなければな らない。		

第二条（佐賀県立九千部学園条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（設置）	（設置）	（設置）
第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律 第一百二十三号。以下「法」という。）第八 十三条第二項の規定に基づき、障害者支援 施設として、佐賀県立九千部学園（以下 「学園」という。）を設置する。	第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法 律第三十七号。以下「法」という。）第十 九条第一項の規定に基づき、知的障害者を 保護し、その更生に必要な指導及び訓練を行 い、もつて社会適応性を付与する施設と して、佐賀県立九千部学園（以下「学園」と いう。）を設置する。	第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法 律第三十七号。以下「法」という。）第十 九条第一項の規定に基づき、知的障害者を 保護し、その更生に必要な指導及び訓練を行 い、もつて社会適応性を付与する施設と して、佐賀県立九千部学園（以下「学園」と いう。）を設置する。
（使用料）	（使用料）	（使用料）
第三条 学園において法附則第二十一条第一 項に規定する指定施設支援を受けた者は、 同条第二項第一号に規定する額に相当する 額を使用料として納付しなければならない。	第三条 学園において法第十五条の十一第一 項に規定する指定施設支援を受けた者は、 同条第二項第一号に規定する額に相当する 額を使用料として納付しなければならない。	第三条 学園において法第十五条の十一第一 項に規定する指定施設支援を受けた者は、 同条第二項第一号に規定する額に相当する 額を使用料として納付しなければならない。
2 略		

(使用料の減免)
第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第五条 略

第三条 (佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)に係る新旧対照表

(使用料)

(使用料)

(使用料)

第三条 コロニーにおいて障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

2 略

第三条 コロニーにおいて法第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援を受けた者は、同条第二項第一号に規定する額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

2 略

(使用料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第五条 略

第四条 (佐賀県立佐賀コロニー条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

改 正 前

(設置)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十三条第二項の規定に基づき、障害者支援施設として、佐賀県立佐賀コロニー(以下「コロニー」という。)を設置する。

第五条 略

第六条 (佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

改 正 前

(設置)

第五条 略

第六条 (佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

改 正 前

(設置)

第六条 (佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

第五条 略

第六条 (佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

第七条 略

第七条 (佐賀県立希望の家条例の一部改正)に係る新旧対照表

(使用料)

第三条 コロニーにおいて法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスを受けた者は、同条第三項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

第三条 コロニーにおいて法第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項第一号に規定する額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

2 略

第三条 コロニーにおいて法第二十九条第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項第一号に規定する額に相当する額を使用料として納付しなければならない。

2 略

第五条 (佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

改 正 前

(設置)

第五条 略

第一条 視覚障害者の福祉の増進を図るため、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十八条第一項の規定に基づき、同法第三十四条に規定する点字図書館として、佐賀県立点字図書館(以下「点字図書館」という。)を設置する。

第六条 (佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改 正 後

(設置)

改 正 前

(設置)

第六条 (佐賀県立点字図書館設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

(使用料)

第三条 コロニーにおいて障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第十一条第一項の規定に基づき、法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設及び法第二十一条の七に規定する知的障害者授産

施設として、佐賀県立佐賀コロニー(以下「コロニー」という。)を設置する。

望の家」という。)を設置する。

第三十条に規定する身体障害者療護施設及び法第三十一条に規定する身体障害者授産施設として、佐賀県立希望の家(以下「希望の家」という。)を設置する。

		改	正	後	(使用料)
		改	正	前	(使用料)
3 略	2 前項の利用料金は、法附則第二十一条第二項に規定する費用の額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	(利用料金)	改 正 後	(利用料金)	改 正 前
3 略	2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第一二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	第四条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	第四条 金立寮及び九千部寮において障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	第七条(佐賀県知的障害者通勤寮条例の一部改正)に係る新旧対照表	第三条 希望の家において法附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。
3 略	2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第一二項に規定する費用の額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	第四条 金立寮及び九千部寮において知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	第四条 金立寮及び九千部寮において障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第一項に規定する指定旧法施設支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。	第五条 略	第三条 希望の家において法第十七条の第十第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項第一号に規定する額に相当する額を使用料として納付しなければならない。
3 略	2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第一二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	(使用料の減免)	第四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第四条 略	第三条 希望の家において法第十七条の第十第一項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する額に相当する額を使用料として納付しなければならない。
3 略	2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第一二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	(使用料の還付)	第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第二条第一項に規定する施設について使用者の責めによらないで使用することができなくなつた場合は、使用料の全部又は一部を還付する。	第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなつた場合は、使用料の全部又は一部を還付する。	第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、前条第一項の使用料を免除する。
3 略	2 前項の利用料金は、法第十五条の十一第一二項第一号に規定する額及び特に要する費用として規則で定めるものの額の合計額を限度として、指定管理者が定める。	(使用料の還付)	第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第二条第一項に規定する施設について使用者の責めによらないで使用することができなくなつた場合は、使用料の全部又は一部を還付する。	第四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらないで使用することができなくなつた場合は、使用料の全部又は一部を還付する。	第三条 次の各号のいずれかに該当する者については、使用料を免除する。

第八条(佐賀県総合福祉センター施設使用料条例の一部改正)に係る新旧対照表

第二条 略	改	正	後	(使用料)
第二条 略	改	正	前	(使用料)
2 佐賀県総合福祉センターにおいて児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 佐賀県総合福祉センターにおいて児童福祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。
2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。
2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。
2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。
2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	祉法第二十四条の二第二項に規定する指定施設支援を受けた者は、同条第二項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。	3 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。	2 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。

佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

平成18年3月23日(木)

●佐賀県条例第二十六号

佐賀県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）

第九十八条第一項の規定に基づき、法第九十七条第一項の審査請求の事件を取り扱わせるため、佐賀県障害者介護給付費等不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(委員の定数)

第二条 審査会の委員の定数は、十人以内とする。

(会長)

第三条 審査会の会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(合議体を構成する委員の定数)

第四条 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十八条第三項の合議体を構成する委員の定数は、五人とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

佐賀県知事 古川康

佐賀県立総合看護学院条例（昭和四十二年佐賀県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、第二看護学科の項を削る。

第四条第二項中「第一看護学科」を「看護学科」に改め、同条第三項を削る。

第六条第一項中「六千円」を「一万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の改正規定 平成十八年四月一日

二 第三条第二項の表の改正規定（第二看護学科の項を削る部分に限る。）及び第四条第三項を削る改正規定 平成十九年四月一日

三 第三条第二項の表の改正規定（「第一看護学科」を「看護学科」に改める部分に限る。）及び第四条第二項の改正規定 平成二十年四月一日

(経過措置)

2 平成十八年四月一日に現に佐賀県立総合看護学院（以下「学院」という。）に在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の佐賀県立総合看護学院条例（以下「新条例」という。）第六条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 学院第二看護学科は、新条例第三条第二項の規定にかかわらず、平成十九年三月三十日に同学科に在学する者が同学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

4 平成二十年三月三十一日において、現に学院第一看護学科に在学する者は、同年四月一日において学院看護学科の相当学年に在学するものとする。

○佐賀県条例第二十七号
佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例